

IV 在留管理と退去強制

- [文献] 山田鎌一・黒木忠正2010『よく分かる入管法〔第2版〕』有斐閣
[文献] 黒木忠正2010『はじめての入管法』日本加除出版
[文献] 山田俊行ほか2010『新しい入管法－2009年改正の解説』有斐閣

A 在留資格制度（レジュメ/1参照）

B 中長期滞在外国人の在留管理（2012年施行）

（参考）法務省「新たな在留管理制度」

<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/koumoku1.html>

2009年改正入管法・公布後3年以内施行条文溶け込み坂

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/pdf/koufu3nen_tokekomi.pdf

1 在留カードの対象者

対象外：改正後19条の3

⇨条約上の適用免除：日米地位協定9条2項〔B2010;13-18; 932頁 / B2011; 946頁〕

※これにより特別永住者の在留管理制度は別立てになった（前述、レジュメ/3）

2 在留カード制度の概要

a 記載事項（改正後19条の4）

在留カードのイメージhttp://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/pdf/zaicard_sample.pdf

とくに、在留資格・在留期間・資格外活動許可に係る事項

b カード常時携帯義務

改正後23条2項←罰則（改正後75条の2、同75条の3）

3 住民基本台帳制度の適用（自治事務）

住民基本台帳法2009年改正新旧対照表

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/090727_04.pdf

（参考）総務省「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

a 在留カードとのリンケージ（改正後30条の46後段）

b 入国管理局からの通知（改正後30条の50）

4 外国人登録制度との異同

国の直接の事務に

登録原簿・登録証・居住地登録から情報の一元化

国による「交付」、在留カードとリンクした住民票作成

→在留資格未取得外国人の身分証明は？

C 退去強制制度とその問題点

[文献]東弁・外国人の権利に関する委員会編2009『実務家のための入管法入門〔改訂版〕』現代人文社

1 退去強制事由（入管法24条〔B2010; 3-32; 274頁 / B2011; 275頁〕）

不法入国（同1号）、不法残留（同4号ロ）、不法就労（同イ、「専ら」に注意）など

★退去強制事由該当性は、刑罰法規にふれる行為を前提とするか、

また不法性を前提とするか

Cf.「法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者」（同4号ヨ）

☆退去強制事由に該当するという事は、日本国に在留してはならない、ということ
直ちに意味するか

2 退去強制事由該当者の通報

- a 公務員の通報義務（入管法62条2項 [B2010; 286頁 / B2011; 287頁]）
- b 一般人の通報（62条1項）←報償金（66条）

3 退去強制手続の流れ

Cf. 出国命令（入管法24条の3 [B2010; 276頁 / B2011; 277頁]）：間接強制
なお、難民認定申請者についての特例（後述）

① 入国警備官による違反調査（27条）

退去強制事由が疑われる場合、收容し、入国審査官に引き渡す
←主任審査官による收容令書発付（39条）

※いわゆる全件收容主義と仮放免（54条[B2010; 280頁 / B2011; 281頁]）

② 入国審査官による審査（45条）

↓ 異議の申し出

③ 特別審理官による口頭審理（48条）

↓ 異議の申し出

④ 法務大臣の裁決（49条）

※在留特別許可（50条）

⑤ 主任審査官による退去強制令書の発付（51条）

⑥ 入国警備官による退去強制令書の執行（52条）

4 退去強制制度の問題点

a 行政限りの手続による身体の拘束・退去の直接強制

★收容令書・退去強制を発付する「主任審査官」とは、どういう人か
入管法2条11号 [B2010; 267頁 / B2011; 267頁]

[判例] 東京地決 2002(H14).3.1 判時1774号25頁LEX/DB28070883

b 在留特別許可の（退去強制手続に付随する）恩恵的性格

★入国審査官・特別審理官は、上の手続で何を審査・審理しているのか
入管法45条1項、47条1～3項、48条6～8項

★47条3項の認定に誤りが無いとの特別審理官の認定に対する「異議の申し出」
（入管法49条）とは、論理的に言えばどういう主張か

Cf. 入管法施行規則42条

「法第49条第1項の規定による異議の申出は、〔…〕異議申出書一通及び次の各号の一に該当する
不服の理由を示す資料各一通を提出して行わなければならない。

一 審査手続に法令の違反があつてその違反が判定に影響を及ぼすことが明らかであることを
理由として申し出るときは、〔…〕

二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由
として申し出るときは、〔…〕

三 事実の誤認があつてその誤認が判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として
申し出るときは、〔…〕

四 退去強制が著しく不当であることを理由として申し出るときは、〔…〕

☆在留特別許可の恩恵的性格は、退去強制事由のどのような性格を前提としているか

c 裁判による救済

★退去強制令書が発付されてしまった外国人から相談を受けた弁護士は、どのような
手だてを講ずべきか。より前の段階、たとえば、收容されているが入国審査官の審
査中の場合はどうか。